

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による育児休業給付金の支給に関する処分を取り消す。

第2 事案の概要

- (1) 請求人は、A所在のB会社（以下「事業所」という。）に勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、第1子を出産し、育児休業給付金を受給した。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日から事業所において短時間勤務をしていたところ、同年〇月〇日、第2子を出産した。そして、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日から育児休業を開始したとして、育児休業給付金の支給を申請した。
- (3) これに対し、安定所長は、平成〇年〇月〇日、受給資格を確認した上で、賃金月額を〇円と算定し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について育児休業給付金を支給する旨の処分を行った。さらに、安定所長は、請求人からの指摘を受け、平成〇年〇月〇日、賃金月額を〇円に変更し、同期間の育児休業給付金の差額分を追給する旨の処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- (5) 本件は、請求人が、更にこの決定を不服とし、本件処分の基礎となった賃金日額の算定に誤りがあると主張して、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした育児休業給付金の支給に関する処分は妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 育児休業給付金の算定基礎となる賃金日額について、法は、育児に伴って勤務時間の短縮が行われた場合等は、勤務時間の短縮が行われる前の賃金を考慮して安定所長が定めることとしている（法第61条の4第4項、法第17条第3項、昭和50年労働省告示第8号第8条第1号）。

そして、行政実務上、育児休業を開始する直前6か月間に支払われた賃金総額について、法第17条第1項又は同条第2項により算定した賃金日額が、短時間勤務を開始する直前6か月間に支払われた賃金総額について、法第17条第1項又は同条第2項により算定した額の70%相当額を下回る場合は、後者を賃金日額とすることとしている。

上記行政実務上の取扱いは、子を養育する労働者の雇用の継続を援助、促進する趣旨であると解され、当審査会としても妥当なものと判断する。

- (2) この点、請求人は、第2子に係る育児休業給付金の算定対象期間に、第1子の育児休業期間が含まれているので、賃金日額の算定に誤りがある旨主張する。

しかしながら、安定所長は、上記行政実務上の取扱いに基づき、請求人が短時間勤務を開始する直前6か月間、すなわち第1子を出産する前6か月間（平成○年○月～同年○月）を算定対象期間としており、その処理は相当と認められることから、請求人の上記主張は失当である。

- (3) また、請求人は、第1子に係る育児休業給付金と第2子に係る育児休業給付金は同額とすべき旨主張する。

しかしながら、第1子に係る育児休業と第2子に係る育児休業は、別個の保

險事故であるから、適用される算定方法も異なるのであり、単に賃金日額が異なることをもって法の趣旨を逸脱しているとの請求人の主張は採用できない。
(4) したがって、請求人の主張はいずれも採用できず、請求人に支給された育児休業給付金の算定基礎となった賃金日額の算定に誤りはないものと判断する。

3 結 論

以上のおり、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした育児休業給付金の支給に関する本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のおり裁決する。